

## 農業集落排水施設整備後年交付金事業実施要領

(目的及び趣旨)

第1条 知事は、農業集落排水施設の整備を図るため、市町村が行う農業集落排水施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとする。

2 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農業集落排水施設整備事業補助金交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業主体)

第2条 この事業主体は、農業集落排水事業を実施する市町村とする。

(交付対象経費及び交付率等)

第3条 交付金の対象となる経費及び交付率は、次のとおりとする。

交付の対象となる経費	交付率
農業集落排水事業に係る地方債償還又は償還のための資金積み立てに要する経費	左の国庫補助対象事業における前年度事業費（事務費を除く）の6.5パーセント以内

(交付金の交付申請)

第4条 要項第3条第2項の申請書に添付する事業計画書は次によるものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式を準用する。）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金等の変更交付申請)

第5条 要項第5条第1項の「内容等の変更事由」は次のとおりとする。

- (1) 事業の新設、廃止又は事業内容の著しい変更
- (2) その他知事が必要と認める事項

2 補助金変更交付申請書に添付する事業変更計画書は別記様式を準用する。

(実績報告)

第6条 要項第9条第2項の実績報告書に添付する事業実績書は次によるものとする。

- (1) 事業実績書（別記様式を準用する。）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の事務の流れ)

第7条 補助金事務の流れは別表「農業集落排水施設整備後年交付金事業の補助金事務の流れ」のとおりとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月12日から施行する。

備 考

- 1 農業集落排水事業とは、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振第130号）及び農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2振興第2736号）に基づく事業であり、国庫補助の対象となるものをいう。